

Press Release

報道関係者 各位

平成 31 年 2 月 4 日

【照会先】

<雇用保険関係>

職業安定局 雇用保険課

課長 松本 圭

課長補佐 田中 広秋

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5761)

(直通電話) 03 (3502) 6771

<労災保険関係>

労働基準局 労災管理課

課長 田中 仁志

課長補佐 尾崎 美弥子

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5591)

(直通電話) 03 (3502) 6292

<船員保険関係>

保険局 保険課

課長 安藤 公一

課長補佐 市川 聡

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 3243)

(直通電話) 03 (3595) 2556

雇用保険、労災保険等の追加給付のスケジュールの見通しを示す 「工程表」を作成しました

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる雇用保険、労災保険等の追加給付については、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

そして、このたび、「雇用保険」、「労災保険」、「船員保険」の追加給付に関し、給付の種類ごとに現時点でのスケジュールの見通しを示す「工程表」を、別紙のとおり作成しましたので、お知らせします。

※ ホームページのご案内

- ・ 追加給付に関する情報は、
 - － 厚生労働省ホームページ
 - － 全国健康保険協会船員保険部及び日本年金機構ホームページ（船員保険関係）に掲載しています。FAQも更新しましたのでご覧ください。
[こちらをご覧ください](#)

◎ 本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合はご注意ください。

また、追加給付の対象となる方への郵便物によるご案内は、今後システム改修等の準備が整い次第、順次行う予定です。ご案内についてはあらかじめ報道機関やホームページ等を通じお知らせしてまいりますので、それまでの間、これらをかたる郵便物にもご注意ください。

追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

お知らせ開始時期

お支払い開始時期

現に給付を受けている方

雇用保険	3月中～ (一部の方の過去分は10月頃～)	将来分：3月中～ 過去分：4月～ (一部の方は11月頃～)
	将来分：4月 過去分：5月～ (一部の方は9月～)	将来分：6月 (4～5月分)～ 過去分：6月～ (一部の方は10月～)
労災保険 (労災年金)		将来分：5月 (4月分)～ 過去分：7月～ (一部の方は8月～)
船員保険	4月～	4月～

過去に給付を受けていた方

雇用保険	育児休業給付：8月頃～ それ以外：10月頃～	11月頃～
	9月頃～	10月頃～
労災保険 (労災年金)	8月頃～ (一部の方は11月頃～)	9月頃～ (一部の方は12月頃～)
船員保険	4月～	6月～

※将来分：今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い
過去分：過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

現に給付を受けている方

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。

2019年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

<p>雇用保険</p> <p>現に受給中の方 (推計約76万人) ※1</p> <p>基本手当、育児休業給付、介護休業給付等 (※2) を現在受給中の方</p> <p>上記 (※2) 以外の給付を受給中の方</p>	<p>将来分については、3月中から失業の認定の際等に説明。その後順次お支払い。</p> <p>※1 3月の賞金日額の上限等の改定により正しい給付額を受けられるようになる方の推計値。</p> <p>過去の追加給付分については、3月中から失業の認定の際等に説明。その後、4～6月にお支払い。</p> <p>上記 (※2) 以外の給付に係る過去の追加給付分については、10月頃から順次お知らせを送付。11月頃から順次お支払い。</p>
<p>労災保険 (年金・休業)</p> <p>【労災年金】現に受給中の方 (推計約22万人) ※3</p> <p>(ア) 支給調整が不要な方</p> <p>(イ) 支給調整が必要な方</p> <p>【休業補償】現に受給中の方 (推計約0.1万人)</p> <p>(ア) 支給調整が不要な方</p> <p>(イ) 支給調整が必要な方</p>	<p>将来分については、4月にお知らせを送付。6月14日 (4～5月分年金) からお支払い。</p> <p>※3 再計算後のスライド素等の適用により、一部の方が追加給付の対象となる。</p> <p>過去の追加給付分については、4月下旬までにシステム対応し、5月から順次お知らせを送付。6月14日から順次お支払い。</p> <p>7月末を用途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、9月から順次お知らせを送付。10月15日から順次お支払い。</p> <p>将来分については、5月 (4月分の休業請求) から順次お支払い。</p> <p>過去の追加給付分については、5月下旬までにシステム対応し、6月から順次お知らせを送付。7月から順次お支払い。</p> <p>6月末を用途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、7月から順次お知らせを送付。8月から順次お支払い。</p>
<p>船員保険</p> <p>遺族年金・障害年金を現に受給中の方 (推計約7千人)</p>	<p>4月上旬にお知らせを送付。4月15日に過去の追加給付分を含めお支払い。</p> <p>※ 労災保険の上乗せ給付のみ受給している一部の方については、労災保険との調整次第順次お支払い。</p>

過去に給付を受けていた方

2019年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

育児休業給付
（システムの台帳で情報を保管している方）
＜推計延べ約12万人＞

（H16.8以降）

住所の電子データ
あり（※1）

住所の電子データなし

※1 ハローワークで持つ求職者情報等も活用して住所データを収集。

育児休業給付以外
＜推計延べ約1,854万人＞
（※2）

※2 システムの別領域からシステムの台帳への移行を順次行う必要があるデータ（推計延べ約1,083万人）を含む（システムへの負荷に考慮が必要）。

雇用保険

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月頃から順次お知らせを送付。
ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に10月頃から順次お知らせを送付。
ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

システム対応し、住基データの住所情報を把握した上で現住所を特定し、10月頃から順次お知らせを送付。
ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

【労災年金】受給されていた方
（推計延べ約17万人）

【休業補償】システムの台帳で情報を保管している方（推計延べ約35万人）

【休業補償】システムの別領域で情報を保管している方（推計延べ約10万人）

遺族年金・障害年金を受給されていた方
（推計約3.5千人）

住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に9月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、10月頃から順次お支払い。

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、9月頃から順次お支払い。

システムの台帳にデータを復旧後、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に11月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、12月頃から順次お支払い。

4月以降、住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、6月から順次お支払い。

労災保険

船員保険

※ 受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。